

《全文》

【文献番号】 25543836

間接強制の申立事件
 東京家庭裁判所平成28年(家口)第374号
 平成28年10月4日家事第3部決定

決 定

債権者 ■■■■
 同代理人弁護士 棚瀬孝雄
 同 戸田知代
 債務者 ■■■■
 同代理人弁護士 長谷川武雄
 同 久保田辰
 未成年者 ■■■■ (平成15年■月■日生)

主 文

1 東京高等裁判所平成28年(ラ)第142号面会交流審判に対する抗告事件(原審:東京家庭裁判所平成26年(家)第10152号面会交流申立事件)の執行力ある決定正本に基づき、債務者は、債権者に対し、別紙のとおり、未成年者と面会交流をさせなければならない。
 2 債務者が、本決定の送達日以降、前項の義務を履行しないときは、債務者は、債権者に対し、不履行1回につき100万円の割合による金員を支払え。

理 由

第1 申立ての趣旨等

主文同旨

第2 当裁判所の判断

1 一件記録によれば次の事実が認められる。

- (1) 債権者と債務者は、平成12年6月■日に、婚姻し、平成15年■月■、未成年者が誕生した。
- (2) 債権者と債務者は、平成23年に別居した。
- (3) 債権者は、平成23年6月3日、■から帰国し、その後、未成年者と同居していた。
- (4) 債務者は、平成23年7月15日、未成年者を通っていた小学校から連れ帰り、以後、同居し、未成年者は転校した。
- (5) 債権者は、平成23年9月12日、未成年者を通っていた小学校から連れ出したが、警察が介入し、未成年者は債務者に引き渡された。
 債務者は転居し、未成年者を転校させて、現住所を明らかにしていない。債権者は、同日後、未成年者との面会交流をしていない。
- (6) 債権者は、平成24年9月21日、未成年者との面会交流を求めて調停の申立てをしたが(当庁平成24年(家イ)第7868号)、平成26年10月22日、不成立となり、審判に移行した。この間、債務者は、試行面会及び未成年者の調査に応じず、面会が未成年者の福祉に反するとしてこれを拒み、その理由として、債権者による育児放棄、連れ去りの危険及び未成年者による面会の拒否を主張し、間接強制になじまない旨主張した。

当庁は、平成27年12月11日、債務者の前記の主張をいずれも退け、審判をしたが、当事者双方が即時抗告したところ、東京高等裁判所は、平成28年4月14日、債務者の前記主張をいずれも退け、別紙の面会を認める旨決定し、同決定が同月18日確定した(以下、同決定を「確定決定」という。)

(7) 債務者が、確定決定に従わず、その第1回面会交流に応じなかったため、債権者は、次の面会につき履行勧告の申立てをしたが、債務者は確定決定に従わなかったため、債権者は本件申立てをした。

(8) 当裁判所が民事執行法172条3項により、債務者の申述を求めたところ、債務者は面会交流を拒絶する旨述べ、その理由としては、債権者によるネグレクト及び未成年者の連れ去り並びに未成年者の拒否を挙げる。また、間接強制を認めるべきでない理由として、未成年者の拒否をいい、その意思を尊重すべき旨及びそれを前提とする監護者の限界を主張する。

(9) 債務者の平成27年の年収は給与収入合計2640万円である。

2 債務者が間接強制について述べる点は、未成年者の年齢及びその意思(面会の拒否)並びにそれを前提とする監護親の限界をいうものであるが、年齢については、要は、債務者が確定決定に従わず、面会交流に応じない間にも、未成年者は成長を続けているということであり、乙4記載の未成年者の面会の拒否についても、前記確定決定が当時提出された未成年者の手紙によって意思を認定し得ないとした事情が改められたとは認められず、債務者の主張は採用し難い。

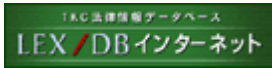
また、債務者が面会交流をさせられない事情として主張する点は、前記のほか、既に確定決定で退けられたことの繰り返しであり、理由がない。

3 そうすると、債務者は債権者に対し、速やかに未成年者との面会を認めるべき義務があることは明らかであるところ、本件の経緯等にかんがみると、もはや任意の履行を期待することは困難な状況にあることから、間接強制の方法によって実現を図る必要及び理由があり、債務者の資力その他を考慮し、民事執行法172条1項により、間接強制の方法として主文のとおり定めるのが相当である。

平成28年10月4日
 東京家庭裁判所家事第3部
 裁判官 棚橋哲夫

別紙

- (1) 月1回 第1日曜日 午前11時から午後4時まで
- (2) 債務者は、(1)の面会交流開始時間に、■の改札口において、債務者又は債務者の指示を受けた第三者をして債権者に未成年者を引き渡す。
- (3) 債権者は、(1)の面会交流終了時間に、■駅の改札口において、債務者又は債務者から事前に通知を受けた債務者の指示する第三者に対し未成年者を引き渡す。
- (4) 当事者や未成年者の病気や未成年者の学校行事等やむを得ない事情により、上記日程を変更する必要があるときは、上記事情が生じた当事者が他方当事者に対し、速やかにその理由と共にその旨を電子メールによって通知し、債権者及び債務者は、未成年者の福祉を考慮して代替日を定める。



Copyright (C) 1999 TKC Corporation All Rights Reserved.

LEX/DBインターネットに関する知的所有権その他一切の権利は株式会社TKCおよび情報提供者に帰属します。